

沙流川下流環境再生技術検討部会運営要綱（案）

第1 設置

今後の河道整備を実施するにあたって、「沙流川漁場環境調査協議会運営要綱」第2に基づき、学識者、行政機関の意見を求めるため沙流川下流環境再生技術検討部会（以下、「部会」という。）を設置する。

第2 協議事項

- (1) 沙流川下流河道の再生についての課題及び目標
- (2) 河道掘削形状の検討
- (3) 河道掘削形状の河川環境面・治水面からの評価
- (4) モニタリング計画

第3 部会の構成

部会の構成委員は、別表1とする。

第4 委員の委嘱期間

- (1) 委員の委嘱期間は、平成19年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 第5に定める座長が認めるときは、委員を辞すること及び委員を交替することができる。

第5 座長

- (1) 部会に座長をおく。
- (2) 座長は、委員が互選する。
- (3) 座長は、部会の会務を処理する。

第6 部会の招集

- (1) 部会は、座長が招集する。
- (2) 部会は、委員の2分の1以上が出席した場合に成立する。

第7 庶務

- (1) 部会の庶務は、社団法人北海道栽培漁業振興公が行う。

第8 公開

- (1) 部会は公開により行う。
- (2) 資料及び議事録を室蘭開発建設部ホームページにおいて公開する。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、座長が定める。
この要綱は、平成18年7月5日から施行する。